

介護保険施設の居住費(滞在費)・食費の負担額軽減

世帯全員が住民税非課税の方へ

■介護保険の特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設での入所とショートステイ利用時の居住費(滞在費)と食費の負担額を軽減

世帯全員が住民税非課税の場合、介護サービスを受ける方の所得に応じて利用者負担段階(下表1)により軽減します(下表2)。

現在軽減を受けている方の認定期間は6月30日(火)までです。更新申請書を5月中旬にお送りしました。お早めに手続きをしてください。新たに対象となる方は、介護保険課給付係へ申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けてください。

※「世帯全員の住民税非課税」は、7月から平成20年中の所得で判定します。一度非承認となった方でも、前年所得の減少等で世帯全員が住民税非課税となった場合は、軽減の対象になります。

【申請・問合せ】介護保険課給付係(本庁舎2階) ☎(5273)4176へ。

表1 利用者負担段階

利用者負担段階	所得区分
第1段階	生活保護を受けている方等
第1段階	年齢福祉年金を受給している方
	合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第2段階	合計所得と課税年金収入額の合計が80万円を超える方
	合計所得と課税年金収入額の合計が80万円を超える方

表2 軽減前の基準費用額と軽減後の負担限度額(1日当たり)

区分	①特別養護老人ホーム・短期入所生活介護施設	②介護老人保健施設・短期入所療養介護施設	③介護療養型医療施設・短期入所療養介護施設
居住費(滞在費)	ユニット型個室 【軽減前】1,970円 【軽減後】第1・第2段階の方…820円、第3段階の方…1,640円	ユニット型準個室 【軽減前】1,640円 【軽減後】第1・第2段階の方…490円、第3段階の方…1,310円	従来型個室 【軽減前】①は1,150円、②③は1,640円 【軽減後】第1段階の方…①は320円・②③は490円、第2段階の方…①は420円・②③は490円、第3段階の方…①は820円・②③は1,310円
	多床室(相部屋)	【軽減前】320円 【軽減後】第1段階の方…負担なし、第2・第3段階の方…320円	
食費	【軽減前】1,380円 【軽減後】第1段階の方…300円、第2段階の方…390円、第3段階の方…650円		

みどりの推進審議会

区民委員を募集

区民の方・学識経験者等で構成し、みどりの保護と育成に関する重要な事項を審議しています。

【対象】21年8月1日現在、区内に1年以上在住で20歳以上の方、3名

【任期】8月1日(出)〜23年7月31日(日)

【報酬】審議会(年2〜3回程度)に出席の都度1万円

【申込み】「新宿のまちとみどり」をテーマとした作文(800字程度)に住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、6月25日(木)までにみどり公園課みどりの係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階) ☎(5273)3924へ郵送(必着)またはお持ちください。選考結果は7月中旬以降に全員にお知らせします。作文は選考以外の目的には使用しません。また、選考結果とともにお返しします。

ワーク・ライフ・バランス

推進企業を認定

区内に事業所のある企業を対象とした「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」には、5月12日現在で62社から申請があり、20社をワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に取り組んでいる企業として認定しています。

今回新たに6社を審査し、1社を認定しました。

新たに認定した企業

▼社会福祉法人二葉保育園(児童養護施設・乳児院・保育園、地域子育て支援) 【認定の分野】「子育て支援」「地域活動支援」「介護支援」「働きやすい職場づくり」

【問合せ】男女共同参画課 ☎(334)0801へ。

※区では、ワーク・ライフ・バランスに取り組むたいと考えている企業にコンサルタントを派遣し、支援しています。

介護保険サービス利用料の負担額軽減

介護保険サービス利用料の支払いが困難な方へ

世帯全員が住民税非課税で、介護保険サービス利用料(介護費用の1割)の支払いが困難な方の自己負担額を軽減する制度を実施しています。

この軽減は、社会福祉法人等および「東京都に軽減措置事業を行うことを届け出た事業者が提供するサービス」を利用した場合にのみ受けられます。

現在の軽減を受けている方の認定の有効期限は6月30日(火)です。更新申請書を5月下旬にお送りしました。お早めに手続きをしてください。新たに軽減を受ける方は、介護保険課給付係へ申請してください。

▼対象：次のすべてに該当する方(生活保護を受けている方、被保険者証に給付減額等の記載のある方を除く)

(1)利用者本人を含む世帯全員が住民税非課税、(2)世帯の年間収入が基準収入額(※

1)以下、(3)世帯の預貯金等が基準貯蓄額(※2)以下、(4)世帯で自宅以外に土地・家屋等を所有していない、(5)負担能力のある親族等に扶養されていない、(6)申請時に介護保険料を滞納していない

※1基準収入額：世帯員1人の場合150万円。以降、1人増えるごとに50万円を加算。収入には、仕送りや課税対象とならない遺族年金・障害年金・手当等を含む。

※2基準貯蓄額：世帯員1人の場合350万円。以降、1人増えるごとに100万円を加算。預貯金等には、有価証券・債権等を含む。

▼対象のサービス：①訪問介護、②介護予防訪問介護、③夜間対応型訪問介護、④通所介護、⑤介護予防通所介護、⑥認知症対応型通所介護、⑦介護予防認知症対応型通所介護、⑧小規模多機能型居宅介護、⑨介護予防小規模多機能型居宅介護、⑩訪問看護、⑪介護予防訪問看護、⑫訪問入浴、⑬介護予防訪問入浴、⑭短期入所生活介護、⑮介護予防短期入所生活介護、⑯短期入所療養介護、⑰介護予防短期入所療養介護、⑱訪問リハビリ、⑲介護予防訪問リハビリ、⑳通所リハビリ、㉑介護予防通所リハビリ、㉒介護福祉施設(特別養護老人ホーム)サービス、㉓地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※社会福祉法人等のサービスは上記の①〜⑳②③が対象です。

▼軽減の対象となる費用・減額割合：サービス(①〜㉓)は自己負担額の28%、食費・居住費(滞在費)は自己負担額の25%(利用者負担第1段階の方(上表1参照)はそれぞれ53%、50%)

【申請・問合せ】介護保険課給付係(本庁舎2階) ☎(5273)4176へ。

介護保険通所サービス利用時の食費の助成

世帯全員が住民税非課税の方へ

現在助成を受けている方の認定期間は6月30日(火)までです。更新申請書を5月下旬にお送りしました。お早めに手続きをしてください。新たに対象となる方は、介護保険課給付係へ申請してください。

【対象】世帯全員が住民税非課税の方

※「世帯全員の住民税非課税」は、7月から平成20年中の所得で判定します。一度非承認となった方も、前年所得の減少等で世帯全員が住民税非課税となった場合は、助成の対象になります。

【内容】介護保険の通所サービス(通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護)の通所サービス)利用時の食費を、1食につき200円助成

【対象となる事業所】区内の事業所で、区にこの助成制度の実施を届け出た事業所。詳しくは、お問い合わせください。

【申請・問合せ】介護保険課給付係(本庁舎2階) ☎(5273)4176へ。

講座・催し等の申し込み

はがき・ファックスの記載例

※あて先は各記事の申し込み先へ。※費用の記載のないものは、原則無料

①講座・催し名
②〒・住所
③氏名(ふりがな)
④電話番号
(往復はがきには、返信用にも住所・氏名)

6月1日は

人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会では、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、人権に関する啓発活動や



全国一斉人権相談などを行っています。秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

●定例相談

【日時】毎月第1・第3金曜日(1月の第1週を除く)(6月は5日・19日)、午後1時〜4時(受け付けは3時30分まで)

【費用】無料

【会場・申込み】当日直接、区役所第1分庁舎2階区民相談室へ。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505へ。

【会場・申込み】当日直接、新宿駅西口広場イベントコーナーへ。

【問合せ】新宿消費生活センター ☎(5273)3925へ。

リサイクル講座

〜古い木綿布から帽子づくり

【日時】6月26日(金)午前10時〜12時

【対象】区内在住・在勤の方、30名

【費用】400円(材料費を含む)

【持ち物】ほどこいてアイロンをかけた木綿の布(古いズボンやスカートの布を2〜3種類)・型紙用の紙

【持ち物】出刃包丁・エプロン・ふきん

【申込み】往復はがきに記載例(2面参照)のとおり記入し、6月5日(必着)までに産業振興課産業振興係(〒160-0023西新宿6-8-2) ☎(334)0701へ。応募者多数の場合は抽選。

6月10日(必着)までに新宿リサイクル活動センター(〒169-0075高田馬場4-10-17) ☎(5330)5374(月曜日休館)へ。応募者多数の場合は抽選。

魚のおろし方教室

【日時】6月14日(日)午前10時〜12時

【会場】新宿消費生活センター1分館(高田馬場4-10-2)

【対象】区内在住・在勤の方、25名(以前参加した方を除く)

【費用】無料

【持ち物】出刃包丁・エプロン・ふきん

【申込み】往復はがきに記載例(2面参照)のとおり記入し、6月5日(必着)までに産業振興課産業振興係(〒160-0023西新宿6-8-2) ☎(334)0701へ。応募者多数の場合は抽選。